

平成 30 年 6 月

各 位

九州植物検疫協会

会費・賦課金徴収規程の一部改定についてのお知らせ

初夏の候 会員の皆様におかれては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当協会の運営につきまして、平素より格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般 5 月 30 日に福岡市内において開催された当協会の第 65 回定期総会において、会員の皆様から会費・賦課金徴収規程の一部改定についてご承認いただき、6 月 1 日から新しく改定された規程が施行されたところです。

輸入及び輸出貨物に対する当該規程の適用日については、下記のとおりとなっておりますのでお知らせします。

なお、当該規程は、当協会のホームページ（協会案内→会費・賦課金徴収規程）に掲載していますので、ご覧下さい。

本件に関して、何かご不明な点がありましたら、当協会担当者へご照会下さいますようお願い申し上げます。

記

【適用日】

<輸入貨物> : 6月1日入港分から適用

※ 5月31日までに入港した貨物の取り扱いは改定前の規程を適用

<輸出貨物> : 6月1日検査分から適用

※ 5月31日までに検査した貨物の取り扱いは改定前の規程を適用

【担当者】

九州植物検疫協会 事務局

総務課 三苦 賢治、御厨 麻衣

TEL : 093-321-5782

FAX : 093-321-1621